

ヘルムート・ザッツガー著
『国際・ヨーロッパ刑法——刑罰適用法、
ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法』(1)

国際・ヨーロッパ刑法研究会 [訳] (監訳・加藤克佳)
加藤克佳 = 辻本典央 [共訳]

監訳者はしがき

このたび、国際・ヨーロッパ刑法を研究の対象とする機会としてささやかな研究会を発足させ、その一環として、ヘルムート・ザッツガー教授 (*Prof. Dr. Helmut Satzger*) の『国際・ヨーロッパ刑法——刑罰適用法、ヨーロッパ刑法・刑事訴訟法、国際刑法 [第5版] (*Internationales und Europäisches Strafrecht: Strafanwendungsrecht/Europäisches Straf- und Strafverfahrensrecht/Völkerstrafrecht*, 5. Auflage)』(Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 2011, 366 Seiten) を日本に紹介すべく、その翻訳を逐次公表することとした (当初は翻訳全体を完成させてからの公表を予定していたが、この分野での動きが速く、著者の改訂作業も頻繁なものが予定されているため、可能なところから公表することとした。予めお断りしておきたい)。

とりわけ、ヨーロッパ統合後のヨーロッパ連合 (欧州連合 [EU]) 内においては、各国独自の刑事法の枠を超えて、その「調和・調整 (ハーモナイゼーション・コーディネーション)」や「協働 (コーポレーション)」、「統合 (インテグレーション)」のための方策・作業が目指され、一部はすでに実現されているが、本書は、主にドイツで国際法的・比較法的な視点

から刑事法学の研究を蓄積している著者が、欧州連合はもとより、国際的な最新の動向や課題を十分に踏まえて、総論的考察及び各論的検討を加えたものであり、類書（例えば、*Bernd Hecker, Europäisches Strafrecht, 3. Auflage, 2010*）が少なくない中で、現在のドイツそしてヨーロッパにおいて最もスタンダードな著作の1つとなっている。すなわち、2004年に初版が公刊されて後、2008年の第2版、2009年の第3版、2010年の第4版を経て、2011年にはすでに第5版が重ねられ、内容的にみて最新の状況を的確かつ簡明に分析・考察したものといてよい（著者の「はしがき」など参照）。

もとより、日本は、中国や韓国などアジア諸国との関係でも、欧州連合に相当するものがなく、そこで生ずるような問題状況にはない。しかし、刑事法の分野でも国際化の進展が著しい現在、それに伴って生じうる諸問題に対応するための1つのモデルとして、ヨーロッパにおける刑事法国際化の現状と動向、課題を理解しておくことは、極めて大きな意義があると思われる。本書は、その意味でも時代の要請に適った有益な素材を提供するものといえよう。翻訳をご快諾いただいた著者に心から感謝申し上げる。なお、本書は、まもなく英語版が公刊される予定であり（*Satzger, International an European Criminal Law, Beck Juristischer Verlag, München* ほか）、他の国（中国などのアジア諸国）でも翻訳作業が進行中とのことである。

著者は、現在、ドイツ連邦共和国のミュンヘン大学（正式名は、ルートヴィヒ・マキシミリアン大学 [Ludwig-Maximilians-Universität München. LMU München]）法学部の教授であり、ドイツ国内はもとより、国際的にも大いに活躍している。その履歴や研究業績等の詳細については、講座ウェブサイト（<http://www.jura.uni-muenchen.de/fakultaet/lehrstuehle/satzger/index.html>）等を参照されたい。1966年に生まれ、1986年から1992年までパッサウ大学で法学及び専門外国語（英語、仏語、スペイン語）を学んだが、その間、1988年から89年まで、ロンドン王立大学でイギリス法・ヨーロッパ法を学び（法学士）、1990年から91年には、

後に学問・研究上の師となるヴェルナー・ボイルケ教授 (Prof. Dr. Werner Beulke. パッサウ大学法学部) の教育助手を務めた。1992年に第1次国家司法試験に合格し、同年から93年まで同教授の学術助手を務め、その間に法学博士の学位を取得した(論文テーマは、『入札詐欺 — 公示手続の際の操作の詐欺としての可罰性の研究 (Der Submissionbetrug - Eine Untersuchung zur Strafbarkeit von Manipulationen bei Ausschreibungsverfahren als Betrug, Verlag Duncker und Humblot, 1994)』)である。)。1993年から95年までの、ベルリンなどでの司法修習を経て、95年に第2次国家試験に合格し、その後、2000年までボイルケ教授の下で研究助手を務め、同年、教授資格(刑法、刑事訴訟法、国際刑法及びヨーロッパ法)を取得した(論文テーマは、『刑法のヨーロッパ化 (Die Europäisierung des Strafrecht, Carl Heymanns Verlag, 2001)』)であり、本書の基礎ともなっている浩瀚な著作である。)

2000年から01年に、ヴュルツブルク大学法学部とアウクスブルク大学法学部で講座代理を務めた後、2001年にブツェリウス・ロー・スクール(ハンブルク)教授に就任、翌2002年にはアウクスブルク大学法学部に移籍し、さらに2004年には、クラウス・ロクシン教授—ウルリッヒ・ズィーバー教授と続いた伝統ある刑事法講座の後任者として、ミュンヘン大学法学部からの招聘を受け、現在に至っている(ドイツ・ヨーロッパ及び国際刑法・刑事訴訟法並びに経済刑法講座)。外国語の語学力にも大変秀でており、ヨーロッパ以外の諸国との学术交流にも積極的で、2008年にはアルゼンチン・カソリック大学(アルゼンチン・ブエノスアイレス)、2009年にはタルカ大学(チリ・サンディエゴ)の客員教授を務めた。2010年冬学期から、勤務校で教務主任を務めている。

このほか、2006年からドイツ法曹大会常任理事会理事(なお、2004年同大会では、刑事法部門の意見書の執筆を担当した。『刑事捜査手続の改革の好機と危機 (Chancen und Risiken einer Reform des strafrechtlichen Ermittlungsverfahren: Gutachten C für den 65. Deutschen Juristentag, Verlag C.H.Beck, 2004)』)、2012年から欧州刑

事政策欧州連合委員会の専門家委員会委員などの重職にもあり、あわせて、『法学教育 JURA (Juristische Ausbildung)』、『新刑法雑誌 NSTZ (Neue Zeitschrift für Strafrecht)』、『ヨーロッパ刑法雑誌 EuCLR (European Criminal Law Review)』の共同編集者を務めるなど、刮目に値する精力的な活躍を行っている。

日本には、学術交流のため2006年と2009年の2度訪問し、講演会や研究会を通じて日本の刑事法学研究者との交流を進めている(2006年来日の際の研究成果として、「ヨーロッパにおける刑法のハーモナイゼーション」(安達光治=佐川友佳子共訳)立命312号324頁以下[2007年]などがある)。ヨーロッパなどの諸外国のほか、日本やアジアからの研究者の受入れや交流にも積極的であり、日本をはじめとするアジア諸国刑事法学の良き理解者でもあるといえよう。

なお、邦訳を担当する国際・ヨーロッパ刑法研究会は、いずれも著者に研究上の縁のある加藤克佳(名城大学教授)、辻本典央(近畿大学准教授・アウクスブルク大学客員教授)、佐川友佳子(香川大学准教授)が発足させたものであるが、今後の翻訳作業の進捗に合わせて、適宜、適任の刑事法学研究者の加入を予定している。最終的には、原著の最新版に依拠して、翻訳全体をできる限り早急に一書にまとめることを計画している。

翻訳にあたっては、できるだけ原文に忠実に邦訳するとともに、[]を付するなどして、読者の理解のために、適宜の補足をしたところがある。また、同様の趣旨で、適宜、意識したところがあることを予めお断りしておきたい。

第5版はしがき

本書の第4版も、読者諸氏から非常に肯定的に受け入れられ、とても嬉しく思う。すでにこの状況から、新版が——早くもその1年後であるが——必要となっていることを感じていた。さらに、内容的にも、前版を書き改め、一部は書き加えることが必要であった。それは、ヨーロッパ刑法及び国際刑法ほど、法律学の領域で変動が激しい分野はほかにないからである。

刑罰適用法に関する章は、最新の状況に改めた。また、国際的な(国内的ではない)法益を保護する構成要件における保護範囲の解放の問題は、新たに書き加えた。

ヨーロッパ刑法に関する章では、相当程度の書替えが必要であった、この部分では、多くの新たな法的文書が提出され、あるいは公布されており、学習者にこれらを知らせなければならないからである。また、学説では、リスボン条約(Vertrag von Lissabon)により創設された新たな法的根拠に関して、多くの解釈命題が登場しており、それらにも触れなければならなかった。これに加えて、嬉しいことに今や活発となった欧州レベルでの刑事政策に関する議論を詳細に叙述することも、重要であると思われた。

欧州人権条約を対象とする叙述の部分も、かなり改め、欧州人権裁判所の重要な裁判例(例えば、Gäfgen事件における大裁判部判決など)を書き加えた。

国際刑法では、——いくつかの点を書き改めたことに加えて——例えば、いわゆる「条約犯罪(treaty crimes)」に関する項目など、新たに叙述した部分がある。これに加えて、本書は、カンパラ国家間会議において作成された新たな侵略的構成要件(Aggressionstatbestand)の詳細な叙述も、含んでいる。

読者が本書で学習するために必要な法的文書、裁判例、その他の重要な文書類にアクセスできるように、引き続いて、(基本的に書き改められた)本書のインターネットサイトが用意されており、そこで重要な情報が容易

に入手できるようになっている。加えて、そのサイトでは、本新版と旧版とでの欄外番号 (Randnummer [Rn])* の比較表が掲載されており、前版と比較して読むことが容易になっている。サイトのアドレスは次のとおりである。

<http://www.lehrbuch-satzger.de>

第5版に関しても、本書の教育的な要請があったので、全体を通しての見やすさと分かりやすさが、その基本となっている。したがって、自ずと、文献の幅広い分析を行う予定はなく、またそれは可能なことでもなかった。それゆえ、公刊された文献のいくつかのみを脚注に示し、個別の専門領域に関する文献の紹介は最近のいくつかのものに限定せざるをえなかったことに、ご理解をお願いしたい。

短い間で新版を作成できたことについて、私は、非常に勤勉な私の講座スタッフに、とても感謝している。私は、彼らの根気強くかつ献身的な仕事ぶりについて、私の学術助手である（以下、アルファベット順）Britta Albrecht, Inka Albrecht, Silka Bierl, Ursula Gernbeck, Laura Götzenberger, Julia Kayser, Georg Langheld（国家試験で忙しいにもかかわらず、重要な調整作業を着実に行ってくれた）、Michael Pösl, Vernika Proprentner, Melchior Raiser, Felix Walther 博士, Christopf Wesch 及び Frank Zimmermann にお礼を述べたい。加えて、私は、教育助手である Juliane Abel, Andreas Dürr, Felix Fix, Laura Funke, Markus Hanneder, Michael Juhas, Nicolai von Maltitz, Florian Ruhs 及び Thomas Winkelmann のまじめな仕事ぶりも、強調しておきたい。

さらに、私は、多くの力添えに対して、講座の他のスタッフである Manuela Boos, Julia Brons, Roksana Hosseini, Kristof Kremer, Christos Perperidis, Johanna Weiß, 新たに教授資格を得たばかりの Johannes Kaspar 博士、そして最後に、私が最も信頼する秘書の Marlies

* 訳注：本翻訳では、欄外番号は、各々の本文冒頭に付記した。

Kotting に感謝を述べたい。

2011年8月ミュンヘンにて

Prof. Dr. Helmut Satzger

第1版はしがき

「国際化 (Internationalisierung)」及び「ヨーロッパ化 (Europäisierung)」という標語は、およそあらゆる法領域において、近時、中心的な関心事となっている。事情は、今日、基本的に、国内的な関係にとどまらず、決定された法的基礎と管轄官庁が純粋に国内のものであることは、非常に稀である。このような展開は、近年、刑法の領域において、見過ごされることもあるが、非常にダイナミックなものとなっている。ヨーロッパ共同体ないしヨーロッパ連合の法は、国内刑法の適用に対する影響を強めており、犯罪撲滅は、2001年9月11日のテロ事件を待つまでもなく、欧州共同体(今やロシア西側の国境にまで及ぶ)の重要な課題となっていた。国際刑法は、冷戦の終結以後に、「量子飛躍 (Quantensprung)」的とまでいいうほどの発展をみせ、現代かつ実効的な国際裁判管轄、さらには、デン・ハーグに常設の国際刑事裁判所の設立まで可能にさせるにいたっている。

本書は、従来あまり専門教育の過程に取り込まれてこなかった — そして、教育的な文献にもあまり見られなかった — このような新たな動向を検討することを目的とする。その際、すべての関連する観点を完全かつ詳細に取り扱うことはしない — そのような目標は、本書の範囲で現実的でもないだろう。むしろ、重要であるのは、非常に重要な刑法の領域(この国際化ないしヨーロッパ化の傾向にかかわる)に導くことである。そのため、内容は、ヨーロッパ刑法、国際刑法、及び、しばしば国際的刑法ともいわれる — 刑罰適用法を含んでいる。意識的に、個別部分の叙述は、3つの法領域の非常に異なった構造を考慮し、その際、読者に欧州法ないし国際法上の背景を(それが刑法上の関連の理解にとって必要である限りで)

明らかにすることを試みた。その際、補遺における出典及びリンクの表示は、読者に、重要な法的根拠と記録への迅速なアクセスを可能にするであろう。

これによって初めて、特に、主要科目のヨーロッパ的な関連づけが第1次国家司法試験の必修科目へ取り込まれたことを考慮したのみでなく、法学部がこの点で刑法のヨーロッパ的及び国際的関連を独自の内容として採りあげた限りで、特に新たな重点科目の範囲でコンパクトな学習素材となることを意識した教科書ができあがった。さらに、本書は、同様にして、(日常業務における重要性も高まっている) 刑法のヨーロッパ的及び国際的観点に関して分かりやすく情報を得ようとする、この問題に関心を持つすべての法律家にも向けられたものである。

私は、本書の長期にわたる作成にあたり、私の講座のスタッフによる熱心な支援に助けられた。その際、特に、私の学術助手であり国際刑法の領域で博士論文執筆中の Laurent Lafleur の目を見張る仕事を強調しておかなければならない、彼は、その「専門領域」において常に助言と助力を与えてくれた。加えて、私の他の学術助手である Christian Hanft, Kai Höltkemeier 博士及び Erwin Krapf, 教育助手である Saskia Bauer, Elke Lutz, Thomas Putschbach 及び Frank Zimmermann, 前の助手である Florian Melloh (LLM), 並びに (そして最後に)、私の秘書である Inge Rystau にも、多くの感謝を贈りたい。

2004年9月アウクスブルクにて

Prof. Dr. Helmut Satzger

目次 [訳注：概略のみ]

第5版はしがき

第1版はしがき

略語

A. はじめに

§ 1 国際的な文脈における刑法

§ 2 「国際刑法 (Internationales Strafrecht)」における概念の多様性

・ 概観

・ 国際刑法

・ 超国家的刑法，特にヨーロッパ刑法

・ 刑罰適用法

・ 司法共助法 (以上，本号)

B. 「刑罰適用法 (Strafanwendungsrecht)」としての国際刑法

§ 3 刑罰適用法の機能

§ 4 結び付けモデル (Anknüpfungsmodelle)

§ 5 刑法典 (StGB) の刑罰適用法

§ 6 ドイツ犯罪構成要件の保護範囲の国内的法益への限定

C. ヨーロッパ刑法

§ 7 ヨーロッパ刑法の基礎と基本的問題

§ 8 超国家的なヨーロッパ刑法

§ 9 国内の実体刑法とヨーロッパ法の展開

§ 10 ヨーロッパにおける刑事訴追

§ 11 ヨーロッパ人権条約

D. 国際刑法

§ 12 国際刑法の基礎

§ 13 国際刑法の歴史的展開

§ 14 国際刑事裁判所 (IStGH)

§ 15 国際刑法の総論

§ 16 国際刑法の各論

§ 17 国際刑法とドイツ法への変換

文 献

索 引

A. はじめに

§ 1 国際的な文脈における刑法

刑法は、しばしば、専門教育においてさえ、純粋な国内的分野であると理解されている。それは当然ながら、ある事実がドイツで生じた、すべての関与者（関係人）がドイツ人である、そして、外国における、又は外国の法益には関わらない、ということが前提とされている。この理解が、現在の現実をあまり想定していないものであることは、新聞を一目見れば明らかであろう。そこには、「外国人犯罪」、国際レベルでの組織的犯罪（例えば、麻薬、自動車の闇販売、窃盗団など）、国際的テロ、インターネット犯罪、ヨーロッパ勾留状（拘禁命令）、欧州共同体の財政に対する詐欺、といった見出しが並んでいる。当時のユーゴスラビア及びブルワンダにおける戦時中の出来事は、国際法犯罪、犯人移送の問題などをテーマとして、国際特別裁判所での刑事裁判に至った。また、2002年7月からは、デン・ハーグに常設の国際刑事裁判所が設置され、それが、この間に一連の手續に取り組んでいる。

これらの例のみでも、刑法は国際化が進むにつれて国際的な分野となった、ということを示している。本書は、これらの事実を考慮に入れたものである。

国際化は、国際刑法及びヨーロッパ刑法の科目に関して多くの法律文書及び裁判例にあたらなければならないことも条件とするが、それらの掲載は、— 要旨に限ったとしても — 本書の範囲を軽く超えてしまう。この理由からは、私は、本書のために特別にインターネットサイトを設立しており、それを通じて、読者は、重要な裁判例、法律記録、その他本書で引

用した文書に容易にアクセスできるようにしてある。

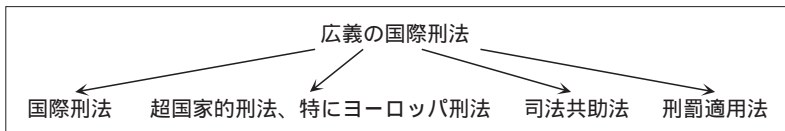
そこに収められた内容は、基本的に常時書き改められている。アドレスは、次のとおりである。

<http://www.lehrbuch-satzger.de>

§2 「国際刑法 (Internationales Strafrecht)」における概念の多様性

I. 概観

1 「国際刑法 (Internationales Strafrecht)」について論じるとき、この用語は、多くの意味を持ちうる。この点で、それは、不明確で、正体不明の、そして、特に異なる法秩序において異なって用いられることもある概念である。最広義の「国際刑法」には、法律的又は事実的に何らかの外国との関連性を示す刑法の部分領域が、すべて含まれる。個別には、次のような意味に区別することができる。



II. 国際刑法

2 国際刑法は、国内法により直接的な可罰性を基礎づけるすべての規定を含む¹。この点で、現実の国際刑法である、それは、国際的な法源に基づくものであるからである。特に、アングロ・アメリカの法は、この意味で、「国際刑法 (International Criminal Law)」という概念を使用している²。

1 Werle, Völkerstrafrecht, Rn 81; Triffterer, in: Gössel (Hrsg.), Gedächtnisschrift für Heinz Zipf, 1999, S. 500.

2 Oehler, Int. Strafrecht, Rn 2のみを見よ。

具体例：戦争犯罪，人道に対する犯罪，集団虐殺

特に国際刑法の国内法秩序への転換に向けられた国内刑法の規定は、「国内の国際刑法 (Nationales Völkerstrafrecht)」と呼ばれ、これによって「広義の国際刑法 (Völkerstrafrecht im weiteren Sinn)」に含まれる。

具体例：ドイツでは、2002年6月30日までの期限を付けて、国際刑法典³が施行された。それは、特に、国際刑法の実体的犯罪構成要件（例えば、人道に対する犯罪）を含み、ドイツ刑法のローマ規程（国際刑事裁判所の設立の基礎となった）への適合を可能にさせるものであった。

国際刑法についての深めた叙述は、D章で行う（§12以下）。

III. 超国家的刑法，特にヨーロッパ刑法

3 最狭義の、そして本来の意味での超国家的刑法は、超国家的法秩序が自ら犯罪構成要件を含んでおり、それが各々の国家において直接に適用可能であるという場合である。つまり、この場合、各構成国の裁判所は、そのような超国家的犯罪構成要件の充足を理由に、有罪判決を下すことができる。ドイツにとって最も重要な超国家的法秩序は、欧州連合（かつての欧州共同体）のものである。もっとも、後述するように、「連合刑法 (Unionsstrafrecht)」の意味での「ヨーロッパ刑法 (Europäisches Strafrecht)」は、まだ作成中の段階である。

しかし、広義でのヨーロッパ刑法の概念には、ヨーロッパに起源を持つすべての法規定（刑法上の内容を含んだ）が、そこに属しうる。そこには、例えば、構成国の刑法を調整することに向けられた欧州連合の措置が、含まれる。同じく、欧州議会における国際協定（これは、国内の刑法及び刑事訴訟法に影響を持つ）、特に欧州人権条約も、そこに含むことができる。

3 BGBl. 2002 I, S. 2254.

最後に、最広義のヨーロッパ刑法の概念には、欧州連合法によって内容的に関わりを持ち、修正又は補足される、すべての国内法上の刑法規定が含まれうる。

ヨーロッパ刑法についての深めた叙述は、C章で行う (§7 以下)。

IV. 刑罰適用法

4 特に大陸法系の法律用語は、「国際刑法 (Internationales Strafrecht)」の概念を、第一義的に、国内刑法の適用範囲を確定するすべての規定であると、理解してきた⁴。そのような刑罰適用法は、基本的に⁵、国内法の構成要素である。例えば、ドイツ法は、刑法典 (StGB) 3条以下に、ドイツの刑罰権の限界を定めている、そこでは、外国との関連を持つある事実
にドイツ刑法を適用することができるか否かを決定するための規定が定められている。

これと区別しなければならないのが、「超領域的刑法 (Interlokales Strafrecht)」である。これは、国内における複数の領域に関して異なった地域的な刑法規定が存在する場合に、効果を発揮する⁶。しかし、これは、国内の権限分配により、刑法に関して中央国家のみでなく、地域国家も刑法を発令する権限を持つことが、条件となる。このような権限分配は、いくつかの連邦国家に見られる、そこでは、連邦刑法と並んでいくつかの州刑法が定められている。

具体例：イギリス連合、アメリカ、メキシコ、オーストラリア

これは、ドイツでは、かつての東ドイツ領域 (刑法上の観点では、外国

4 Oehler, Int. Strafrecht, Rn 1. この用語法に批判的なものとして、MK-Ambos, Vor §§ 3-7 StGB Rn 1.

5 もっとも、国内法以外に、国内の刑罰適用法に関する範囲を条件づける国際法上の協定による基準も、刑罰適用法に含まれるといわなければならない。Oehler, Int. Strafrecht, Rn 1 も同旨である。

6 SK-Hoyer, Vor § 3 StGB Rn 53 ff. のみを見よ。

とみられていた = 刑法上の外国概念) における行為に関して重要であった⁷。再統一後に実行された行為に関しても、1994年から1995年までは、同じ問題が存在した。[なぜなら、] 重要な東ドイツの刑罰規定はさしあたり新たな州の領域に効力を持っていたからである⁸。ドイツ刑法典 3条以下は、この状況に助けとはならない。すなわち、それらはドイツ刑法が適用できるかを定めるのみであって、この場合には、ドイツの刑法秩序内にある部分領域のどこまでが適用を受けるべきかを、解明しなければならないからである。ここでは、超領域的刑法(国内の抵触法 [Kollisionsrecht]) が適用される。それは慣習法にのみ基づくものである⁹。

刑罰適用法についての深めた叙述は、B章で行う (§3以下)。

V. 司法共助法

5 司法共助の概念は、上位概念として、領域を超えた法の妥当に奉仕するすべての規定を指す。特に犯人移送、執行の補助、証拠採取に際しての相互の支援などである¹⁰。そのような司法共助の必要性は、個別国家の刑罰適用法の形態から、直接に導かれる。これによると、特に、ある犯人がある国家に逃亡したが、彼が実行した行為は逃亡先の刑罰適用法の形態からすると刑罰に服さない、ということが起こりうる。刑罰権の行使が可能でかつそれを意欲する国家は、逃亡先の国家の主権を尊重しなければならず、それゆえ、一方的に被疑者を捕まえることはできない¹¹。この理由か

7 これについてより詳しくは、以下の §5 Rn 55。

8 特に、墮胎、土地侵害、並びに青少年への性的濫用などの法についてであった。

9 その原理について、SK-Hoyer, Vor §3 StGB Rn 56 ff; LK-Werle/JeBberger, Vor §§3-7 StGB Rn 420 ff. を参照。

10 Werle/JeBberger, JuS 2001, 36; Veh, in: Wabnitz/Janovsky, Handbuch, Kap. 22, Rn 3 ff. 基本概念と基本原理につき詳しくは、Schomburg/Lagodny/GleB/Hackner, Internationale Rechtshilfe in Strafsachen, 4. Aufl., 2006, Einl. Rn 1 ff. また、v. Heintschel-Heinegg, in: F.- C. Schroeder (Hrsg.), Justizreform in Osteuropa, 2004, S. 107 ff. も見よ。

11 Maurach/Zipf, AT, Teilband 1, § 11 Rn 37.

ら、刑事事件における国際司法共助に関する法律 (IRG)¹²、並びに、多くの2国間又は多国間条約によって、詳細に、犯人移送並びにその他の司法共助に関する条件が定められている。ヨーロッパ刑法との重なり合いは、欧州連合法の範囲でそこで定められた刑事事件における司法上の協力が次第に伝統的な司法共助に取って代わるようになっていく、ということから導かれる。

この — ヨーロッパにおける — 展開は、C章 (特に § 10) で詳細に述べる。それ以外に、本書の範囲では、国際刑法のこの複雑な領域について、深めた叙述は行わない。その点は、専門的な文献を参照していただきたい¹³。

6 復習・深化のための問題

- ・ 広義の国際刑法とは、どのように理解されているか？ (§ 2 Rn 1)
- ・ 「超領域の刑法 (Interlokales Strafrecht)」は、いかなる状況で意味を持つか？ (§ 2 Rn 4)
- ・ 司法共助とは何か？ それはどこに規定されているか？ (§ 2 Rn 5)

(加藤克佳 = 辻本典央 [共訳])

12 BGBl. 1982 I, S. 2071.

13 例えば, *Grützner/Pötz/Kreß*, Internationaler Rechtshilfeverkehr in Strafsachen, 3. Aufl., Loseblattsammlung; *Schomburg/Lagodny/Gleß/Hackner*, Internationale Rechtshilfe in Strafsachen, 4. Aufl., 2006; *Vogler/Wilkitzki*, IRG, Kommentar, Loseblattsammlung; *Veh*, in: Wabnitz/Janovsky, Handbuch, Kap. 22. また, *Popp*, Grundzüge der internationalen Rechtshilfe in Strafsachen, 2001 も参照せよ。